

佐賀県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月二十六日から平成二十二年二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里畑川内 巖木線	伊万里市大川町立川字中原四七六番 七地先まで 伊万里市大川町立川字札ノ元一九〇 六番地先から 伊万里市大川町立川字平河七四〇番 七地先まで	平成二二・一・二六
県道 相知山内線	伊万里市大川町大川野字町三七六七 番一地先から 伊万里市大川町大川野字原田一八八 九番二地先まで	〃
県道 大川野停車場 線	伊万里市大川町大川野字片竹三〇三 七番二地先から 伊万里市大川町大川野字砥石二五八 九番地先まで	〃